

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例等について

平成24年7月
(平成29年4月改訂)

国 税 庁

租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）により、租税特別措置法の一部が改正され、租税特別措置法に「地球温暖化対策のための課税の特例」が設けられました。

1 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例

石油石炭税は、国内で採取される「原油」、「ガス状炭化水素」、「石炭」、保税地域から引き取られる「原油」、「石油製品」、「ガス状炭化水素」、「石炭」に対して課税されていますが、租税特別措置法に「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」が設けられ、**平成24年10月1日から適用されることとされました。**

なお、具体的には、次のように段階的に実施することとされています。

課税物件	本則税率 (石油石炭税法)	地球温暖化対策のための税率の特例（租税特別措置法）		
		平成24年10月1日～	平成26年4月1日～	平成28年4月1日～
原油・石油製品 (1kl当たり)	2,040円	2,290円 (+250円)	2,540円 (+500円)	2,800円 (+760円)
ガス状炭化水素 (1t当たり)	1,080円	1,340円 (+260円)	1,600円 (+520円)	1,860円 (+780円)
石炭 (1t当たり)	700円	920円 (+220円)	1,140円 (+440円)	1,370円 (+670円)

※カッコ書きは本則税率と特例税率との差額を表しています。

2 特定用途石油製品等に係る石油石炭税の還付

石油石炭税課税済みの原油等から国内において製造された石油製品、採取場から移出された石油石炭税課税済みのガス状炭化水素又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品、ガス状炭化水素及び石炭であって次の①から⑥に掲げるもの（以下「特定用途石油製品等」といいます。）を、**平成24年10月1日から平成32年3月31日まで（⑥については平成29年4月1日から平成32年3月31日まで）**に、それぞれの用途に供した場合には、「地球温暖化対策のための税率の特例」により計算した税額と石油石炭税法による本則税率により計算した税額との差額に相当する金額（一部のガス状炭化水素については別に定めるところにより計算した金額）について、当該特定用途石油製品等の製造者、当該特定用途石油製品等を採取場から移出した採取者又は当該特定用途石油製品等を保税地域から引き取った者（国税庁長官の承認を受けた者に限ります。）に還付することとされました。

- ① 内航運送の用に供する軽油又は重油
- ② 一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用を除きます。）に供する軽油又は重油
- ③ 鉄道事業の用（鉄道用車両の動力源の用途に限ります。）に供する軽油
- ④ 国内定期航空運送事業の用に供する航空機燃料
- ⑤ 農林漁業の用に供する軽油
- ⑥ 発電の用（苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限ります。）に供する重油、天然ガス又は石炭

(注) この還付措置の適用を受けようとする特定用途石油製品等の製造者、採取者又は国税庁長官の承認を受けた引取者（承認輸入者）は、①から⑥に掲げる用途に供された日後1年以内（⑤及び⑥については2年以内）に、「石油石炭税相当額還付申請書（特定用途石油製品用）」に、①から④に掲げる用途に供されたものである旨の国土交通大臣の用途証明書、⑤の用途に供されたものである旨の農林水産大臣の用途証明書又は⑥の用途に供されたものである旨の経済産業大臣の用途証明書を添付して、特定用途石油製品等の製造場、採取場又は承認輸入者の住所・居所の所在地を所轄する税務署長に提出する必要があります。

3 特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減

石炭のうち、次の①、②に掲げるものを保税地域から引き取ろうとする者が、**平成24年10月1日から平成32年3月31日までに**、その保税地域の所轄税関長の承認を受けて引き取るときは、その引取りに係る石油石炭税については石油石炭税法による本則税率を適用することとされました。

- ① 苛性ソーダ製造業において苛性ソーダ製造用電力の自家発電の用に供する石炭
- ② イオン交換膜法による塩製造業において塩製造用電力の自家発電の用に供する石炭

(注) この軽減措置の適用を受けようとする場合には、「石油石炭税軽減引取承認申請書」に、①に該当するものである旨の経済産業大臣の用途証明書又は②に該当するものである旨の財務大臣の用途証明書を添えて、当該保税地域の所在地の所轄税関長に提出する必要があります。

お問合せ先

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例等についてご不明な点がございましたら、次の各問合せ先にご照会ください。

【石油石炭税法及び租税特別措置法に規定する法令の解釈について】

- 国税庁課税部消費税室（諸税第一係） TEL（代表）03-3581-4161 内線：3747
《揮発油税等広域審理担当》
- 東京国税局（消費税課諸税第三係） TEL（代表）03-3542-2111 内線：3081
- 大阪国税局（消費税課諸税第三係） TEL（代表）06-6941-5331 内線：2932

【引取りに係る石油石炭税の申告手続等について】

- 各税関の税関相談官（室）
【税関ホームページ】⇒ www.customs.go.jp/question2.htm

【特定用途石油製品等に係る石油石炭税の還付措置適用のための用途証明について】

- 内航運送の用に供される軽油及び重油関連
国土交通省 海事局 内航課 TEL 03-5253-8627
- 一般旅客定期航路事業の用に供される軽油及び重油関連
国土交通省 海事局 内航課 旅客航路活性化推進室 TEL 03-5253-8625
- 鉄道事業の用に供される軽油関連
国土交通省 鉄道局 総務課 企画室 TEL 03-5253-8523
- 国内定期航空運送事業の用に供される航空機燃料関連
国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 航空事業課 TEL 03-5253-8706
- 農林漁業の用に供される軽油関連
農林水産省 生産局 技術普及課 生産資材対策室 TEL 03-6744-2435（農業関係）
林野庁 木材産業課 TEL 03-6744-2293（林業関係）
水産庁 加工流通課 TEL 03-3591-5612（漁業関係）
- 苛性ソーダの製造に使用する電気の発電の用に供される重油、天然ガス又は石炭関連
経済産業省 製造産業局 素材産業課 TEL 03-3501-1737

【特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置適用のための用途証明について】

- 苛性ソーダ製造業において苛性ソーダ製造用電力の自家発電の用に供される輸入石炭関連
経済産業省 製造産業局 素材産業課 TEL 03-3501-1737
- イオン交換膜法による塩製造業において塩製造用電力の自家発電の用に供される輸入石炭関連
財務省 理財局 総務課 たばこ塩事業室 たばこ塩第一係 TEL(代表)03-3581-4111 内線：2261